

独立行政法人水資源機構防災業務計画

令和4年1月

独立行政法人水資源機構

独立行政法人水資源機構防災業務計画

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的及び構成	1
第1節 目的	1
第2節 修正	1
第3節 構成	1
第2章 防災の基本方針	1
第1節 基本方針	1
第3章 防災に関する組織及び運営	2
第1節 組織及び運営	2
第2編 各災害に共通する対策編	4
第1章 災害予防	4
第1節 体制等の整備	4
第2節 防災に関する試験研究	6
第3節 防災に関する研修等の実施	6
第4節 防災訓練	6
第5節 再発防止対策の実施	6
第2章 災害応急対策	6
第1節 災害発生直後等の情報の収集・連絡等	6
第2節 応援体制の確立	7
第3節 施設の臨時点検等	7
第4節 応急復旧用資機材の確保	7
第5節 災害発生時における応急工事等の実施	8
第6節 二次災害の防止対策	8
第7節 関係機関等への支援	8
第8節 被災者等への対応	8
第9節 災害発生時における広報	8
第3章 災害復旧	8
第1節 災害復旧の実施	8
第3編 各災害における対策編	9
第1章 通則	9
第2章 地震災害対策編	9
第1節 地震対策	9
第2節 南海トラフ地震防災対策基本計画	9
第3章 津波災害対策編	10
第1節 災害予防	10
第2節 情報の収集・連絡	10
第3節 津波からの防護	10
第4章 風水害対策編	11
第1節 災害予防	11
第2節 情報の収集・連絡	11
第5章 水質事故災害対策編	11
第1節 定義	11
第2節 災害予防	11
第3節 情報の収集・連絡	12
第6章 第三者に起因する大規模な事故災害対策編	12
第1節 災害予防	12
第4編 雜則	12

独立行政法人水資源機構防災業務計画

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第1項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の所掌事務について、防災に関し執るべき措置を定め、災害等を未然に防止し、又は災害等が発生した場合における対策の迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。

第2節 修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により、隨時見直されるべき性格のものであり、必要に応じて修正を加えてゆくものとする。

第3節 構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を各災害に共通する対策編、第3編を各災害における対策編とし、地震、津波、風水害、水質事故災害、第三者に起因する大規模な事故災害の各災害の諸施策において特筆すべき防災対策を定めている。

第2章 防災の基本方針

第1節 基本方針

- 1 防災対策は、災害予防、災害応急対策、災害復旧の一連の体系の中で実施されるものであり、それぞれの段階における体制の整備に加え、災害予防にあっては、災害を未然に防止すること、災害応急対策にあっては、災害発生後の被害の拡大防止を図るために迅速かつ適切な応急対策、災害復旧にあっては、災害に強い施設を目指した本格的な災害復旧が基本方針となる。
- 2 災害予防、災害応急対策、災害復旧のそれぞれの段階において、関係機関等との緊密な協力体制を確立し、職員等の安全を確保した上で最善の対策を講じることにより被害の軽減につなげる。
- 3 災害予防については、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害を最小限に留めるため、次の施策を講じるものとする。
 - イ 施設の維持管理を確実に実施するとともに、耐震性能強化、災害時操作のための遠隔操作システム導入、津波及び風水害等の災害を想定した予備発電設備及び情報基盤等の浸水被害防止措置を推進し、発災時に備えて、周到かつ十分な措置を講じるものとする。

- ロ 災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ効率的に行うため、事前の体制整備、災害情報の迅速な収集システムの整備、資機材等の整備充実等を図る。
- ハ 防災教育、防災訓練等の実施による職員等の資質の向上に努める。

4 災害応急対策については、発災時において迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、次の施策を講じるものとする。

- イ 災害情報の迅速な収集を図り、災害発生直後の被害情報の早期把握・伝達体制を整備するため、通信手段の確保に万全を期すとともに、被災事務所との災害情報の共有化・一元化に努める。
- ロ 災害発生後、役職員は速やかに参集し、施設、設備等の緊急点検を行い、これらの被害状況等を把握して、二次災害の防止、施設の応急復旧をできるだけ早期に実施するとともに、関係機関に的確な情報を伝達するものとする。
- ハ 大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的かつ効果的に行うため、施設、設備等の災害応急対策に必要な人員や物資を機構全社規模で活用するなど、広域的な応援・支援体制を構築し、災害応急対策を実施する。
- ニ 国、地方公共団体及びその他関係機関から、災害応急復旧支援に関する人材の派遣、災害対策用資機材の調達等の要請を受けた場合において、支援が可能な場合は、これに対応するよう努めるものとする。
- ホ 発災時において迅速かつ円滑な機構施設の応急対策を実施するため、関係機関等との災害応急復旧に関する災害協定の締結を推進する。

5 災害復旧については、被災施設の早期かつ本格的な復旧を図るため、事業を計画的に実施する。

6 発災時に事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整える。

なお、策定した業務継続計画については、不断の見直しを行うものとし、この場合において、計画及びマニュアルの定期的な点検の結果、点検又は訓練から得られた必要な事項等を反映するものとする。

第3章 防災に関する組織及び運営

第1節 組織及び運営

- 1 本社、総合技術センター、中部支社、関西・吉野川支社（同支社吉野川本部の所掌に属する事務以外のものを行う場合の関西・吉野川支社をいう。以下同じ。）、関西・吉野川支社吉野川本部、筑後川局、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所（以下「事務所」という。）の長は、災害が発生し、又は発生が予想される場合には、当該事務所が執るべき防災業務を円滑に実施するため、防災態勢を発令するとともに、当該事務所に防災本部を設置する。
また、理事長は、必要に応じ防災本部の設置を命ずることができる。
- 2 事務所の長は、地震、津波、風水害、水質事故災害、第三者に起因する大規模な事故災害、その他の災害の各災害時における防災態勢発令基準を定めておく。
- 3 防災本部には、防災業務を分担管理する班を設置する。

- 4 事務所の長は、あらかじめ、防災本部を運営するために必要な役職員（以下「防災要員」という。）を指名しておく。
- 5 防災本部の長（以下「本部長」という。）は、当該防災本部の防災業務を総括し、防災要員を指揮監督とともに、災害の発生状況等に関する情報について当該防災本部を設置した事務所が所属する本社、中部支社、関西・吉野川支社、関西・吉野川支社吉野川本部又は筑後川局（以下「支社等」という。）の長に、速やかに伝達し、当該伝達を受けた支社等の長は、必要があると認めるときは防災態勢を発令するとともに、防災本部を設置する。
- 6 理事長は、防災本部を設置した事務所（本社を除く。）に対して、必要があると認めるときは、当該防災本部を直接指揮することができる。
- 7 支社等の長は、5及び10の規定に基づき伝達された情報により、必要があると認めるときは当該支社等に所属する事務所に対し必要な指示を行う。
- 8 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関（以下「国等」という。）から災害に係る支援の要請を受けた場合は、機構施設の防災業務に支障がない範囲で、国等への災害支援を実施することができる。この場合における災害支援は、本社に緊急災害対策支援本部を設置し行う。
- 9 前項に定める緊急災害対策支援本部の組織及び運営に関する事項については、緊急災害対策支援本部設置要綱に定めるところによる。
- 10 大規模な災害が発生し、災害復旧を行わなければならない場合において、二次災害のおそれがなくなったとき等には、新たに災害復旧対策本部を設置する。
なお、災害復旧対策本部の長は、原則として当該事務所の長とする。
- 11 本部長は、防災本部設置継続の必要がないと判断した場合には、防災態勢を解除するとともに、防災本部を解散する。
また、防災本部を解散するに当たっては、所属する支社等にこれを報告する。
- 12 事務所の長は、防災基本計画及び本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画細則を作成するとともに、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- 13 事務所の長（本社を除く。）は、防災業務計画細則を作成又は修正したときは、速やかにこれを理事長に報告しなければならない。

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第1節 体制等の整備

第1 体制の整備

- 1 災害発生時又は発生のおそれがある場合に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、機構内及び関係機関との間で情報伝達ルートの確立を図る。
- 2 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて常時対応できるようあらかじめ整備しておくとともに、その周知徹底を図る。
また、災害発生時に必要となる情報項目を整理しておく。
- 3 災害発時における迅速、確実な災害対応を確保するため、初動体制を整備する。
- 4 初動体制を構築する防災要員の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。
- 5 迅速かつ適切な初動対応に資するため、大規模災害発生時に被災地近傍の役職員は、周辺の被害状況をできる限り速やかに近傍の防災本部に連絡するよう努める。
- 6 役職員及びその家族の災害時における安否確認方法を定めるとともに、庁舎施設が被災した場合に備えて避難路の確保に努める。

第2 設備等の整備

- 1 施設の安全性を確保するため、定期的に点検を実施するとともに、施設の老朽化等により機能が低下する恐れのあるものや機能の維持に支障があるものについて、機能を回復する改修等を計画的に実施するものとする。
- 2 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を整備しておく。
 - イ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、主要な防災要員への移動通信機器の貸与を行う。
 - ロ 災害による通信回線の途絶や被災地域との通信回線の設営等に対応するため、通信システムや衛星通信システムの通信機材を計画的に整備する。
 - ハ 被災地域における機動的な情報収集活動を行うため、警報車について必要な整備を推進するとともに、地震計、雨量計、監視用テレビカメラ等を計画的に整備する。また、上空からの被災状況の確認のため、関係機関等からの映像提供・購入やドローンなどの無人航空機を利用した調査等を行うとともに、各事務所は、臨時ヘリポートの場所について検討しておく。
- 二 NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、アクアネット、通信事業者ネットワークサービス等の複数の通信回線を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その使用方法及び設置場所等を周知しておく。
- ホ 円滑な防災業務を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・表示でき

るようIT化に努める。

- 3 災害時における迅速な対応に期するため、車両について必要とされる手続をあらかじめ準備すること等により緊急輸送等の手段を確保する。
- 4 災害を未然に防止し、又は災害の発生を抑制するため、重要な施設操作設備については、スイッチガードの設置や二重化を図るなどセーフティー機能の充実を図る。
- 5 災害による停電等に対応するため、重要な施設及び設備について非常用電源設備を配備するとともに、非常用電源設備に関する次の施策の実施に努める。
 - イ 3日間以上にわたる電源を確保するものとし、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。また、さらに長期間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。
 - ロ 定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を整備しておく。
 - ハ 地震、津波及び水害を考慮した場所への設置を図る。
- 6 防災本部の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低3日分を確保するよう努めるものとし、帰宅困難者に対する支援についても検討を行うものとする。

第3 関係機関等との連携

迅速かつ円滑な応急対策等に資するため、関係機関及び利水者等と平常時より十分な連絡調整を行っておく。
また、災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集や復旧・支援を円滑に行うために、必要に応じ関係機関にリエゾンを派遣する。

第4 応急復旧体制の整備

- 1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備えとして、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な応急復旧用資機材の整備を行う。
- 2 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化を図ることにより事務所間の有機的な連携を図る。
- 3 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関等との相互支援又は関係機関等からの協力が得られるよう努める。
- 4 複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 5 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう努めるとともに、関係機関等からの支援を早期に要請することも検討しておく。なお、全社的な総合力、即応力の発揮が出来るように体制等の整備に努める。
- 6 大規模災害発生時における事務所間の支援を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ

め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

7 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため、資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努める。

8 庁舎の耐災害性を強化するとともに、災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員を確保する。

第2節 防災に関する試験研究

施設の災害に対する安全性の向上に資するため、防災対策技術等に関する試験研究を行う。

第3節 防災に関する研修等の実施

防災に関する知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るために、防災に関する役職員の研修等を行う。

第4節 防災訓練

1 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、大規模災害を想定した防災訓練を実施する。

2 防災訓練は、災害及び被害の想定を明確にして実践的な防災訓練を行うものとし、風水害（5月）、地震（9月）、津波（11月）、危機管理対応（1月）の四半期に1回程度の訓練を行うほか、各事務所においては訓練の年度計画を立て、計画的に訓練を行う。

3 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

4 関係省庁、地方公共団体が実施する訓練に積極的に参加する。

5 防災訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5節 再発防止対策の実施

災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置すること等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施する。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直後等の情報の収集・連絡等

第1 情報の収集・連絡

災害が発生した場合、被害情報等の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握に努めるとともに必要に応じて直ちに関係機関及び支社等に連絡する。

第2 活動体制の確立

- 1 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災態勢を発令するとともに、防災本部を設置し、防災要員は所属する防災本部に参集する。
また、直ちに支社等に当該情報について連絡する。
- 2 防災要員は、あらかじめ指定された班の業務に基づき初動体制を執る。
- 3 防災本部設置後、必要な情報を迅速に収集するとともに、直ちに関係機関及び支社等に連絡し、以下順次、内容、精度を高める。
- 4 応急対策活動情報に対し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。
- 5 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮する。

第3 通信手段の確保

災害発生後、直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- イ 通信回線の機能確認を行うとともに、支障が生じた回線の復旧に努める。
- ロ 使用可能な通信回線を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努める。

第2節 応援体制の確立

大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、必要に応じ、他の事務所の職員の派遣等事務所間の連携により応援体制を執る。

第3節 施設の臨時点検等

- 1 防災本部の設置を必要とする規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、必要に応じて施設の臨時点検の実施体制を整え、臨時点検を実施するとともに、その結果について関係機関及び支社等に報告する。
- 2 点検の結果等により、緊急に施設の操作を行う必要がある場合には、操作を行うとともに、支社等に報告し、必要に応じて関係機関への通知や一般への周知を行う。

第4節 応急復旧用資機材の確保

- 1 応急復旧を円滑に行うため、主要な資機材の迅速な調達に努めるとともに、必要に応じ、他の事務所又は関係機関に対し、資機材の調達について要請を行う。
- 2 前項の要請を受けた事務所は、支障のない範囲で応援を行う。

第5節 災害発生時における応急工事等の実施

- 1 施設が被災した場合において、被害の拡大の防止を図るため、必要に応じ、応急工事の迅速かつ計画的な施工を行う等、施設の被害状況に応じた適切な対応を行う。
- 2 応急工事の実施に当たっては、施設の機能を最低限確保する。
- 3 迅速な対応を図るため、災害発生時に指定される緊急輸送路に関する情報等を十分把握しておく。

第6節 二次災害の防止対策

災害発生時における施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を的確に把握することにより、必要に応じ、二次災害による被害の拡大を防ぐための応急対策を実施する。

第7節 関係機関等への支援

大規模な災害の発生又は発生のおそれと伴って、関係機関等から資機材等の提供の要請があった場合には、機構施設の防災業務に支障のない範囲で協力する。

第8節 被災者等への対応

機構の管理する土地、施設で避難所としての活用が可能なものがあれば、業務に支障の無い範囲で、被災者等の受け入れに努める。

第9節 災害発生時における広報

- 1 被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供する。
また、被災者等から、これらの情報について問い合わせがあった場合に的確な対応ができるよう努める。
- 2 広報活動の内容については、支社等及び必要に応じて関係機関と相互に連絡を取り合う。
- 3 マス・メディア等からの問い合わせ等には的確に対応し、必要とされる情報の提供に努める。

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施

第1 災害復旧の促進

災害復旧を行うに当たっては、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。
また、周辺環境の保全へも配慮する。

第2 再度災害の防止

災害復旧を行うに当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

第3 権限代行制度による支援

機構による権限代行制度が適用される場合には、都道府県等に対する支援を適切に行う。

第3編 各災害における対策編

第1章 通則

本編は、地震、津波、風水害、水質事故、第三者に起因する大規模な事故の各災害において特筆すべき防災対策を定めており、その他各災害で実施すべき防災対策は、各災害における共通の防災対策を規定した第2編各災害に共通する対策編に示している。

第2章 地震災害対策編

第1節 地震対策

第1 災害予防

施設の地震に対する安全性を確保するため、施設の定期的な点検を実施するとともに、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。

第2 情報の収集・連絡

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、各施設の震度及び観測された加速度、余震の状況等）、津波情報及び被害情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努めるとともに必要に応じて直ちに関係機関及び支社等に連絡する。

また、大規模災害発生時には、各地方整備局及び関係機関にて組織される防災連絡会に機構施設被害情報を連絡するとともに、ライフライン施設等の災害情報を収集するものとする。

第2節 南海トラフ地震防災対策基本計画

第1 通則

本節は、南海トラフ法第5条第1項及び第2項の規定に基づき南海トラフ地震に係る防災業務計画を定めたものであり、本節に定めのない事項については、第2編各災害に共通する対策編及び本編第1節地震対策によるものとする。

第2 体制

発災後、速やかに災害協定を締結している業者や関係機関との連絡体制を確認する。

特に初動時においては、被災の状況が刻々と変化するため、状況に応じて柔軟に体制を整備・再編成しながら対処するものとする。

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- 1 施設の地震及び津波に対する安全性を確保するため、施設の定期的な点検及び耐震性能照査検討を実施するとともに、その結果に基づき、計画的・重点的に耐震性等の確保に努める。
- 2 津波災害を防ぐため、水門等の遠隔操作システムの導入及び情報基盤の整備・耐水化を進める。

第4 関係機関への事前情報提供

的確な地震防災対策に資するため、関係機関がハザードマップや防災マップ等を作成するに当たって必要となる浸水被害、土砂災害等の情報等を提供する。

第3章 津波災害対策編

第1節 災害予防

- 1 津波による被害のおそれのある施設については、津波に対する安全性にも配慮する。
- 2 津波災害を防ぐため、水門等の遠隔操作システムの導入、情報基盤等の整備・耐水化を進める。

第2節 情報の収集・連絡

地震により津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、各施設の震度及び観測加速度、余震の状況等）、津波情報及び被害情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努めるとともに必要に応じて直ちに関係機関及び支社等に連絡する。

また、大規模災害発生時には、各地方整備局及び関係機関にて組織される防災連絡会に機構施設被害情報を連絡するとともに、ライフライン施設等の被災情報を収集するものとする。

第3節 津波からの防護

- 1 津波による危険が予想される場合においては、施設管理規程細則等の定めに則り、水門、閘門及び内水排除施設の操作を行うものとする。
- 2 気象庁が発表する津波警報等については、携帯電話等の通信手段等も活用し、迅速かつ確実に伝達できる体制の整備を図るものとする。
- 3 気象庁が大津波警報・津波警報を発表したときは、情報提供装置等によって情報を伝達し、施設周辺利用者に対して避難を呼びかけるものとする。
- 4 津波による危険が予想される工事中の所管施設については、原則として工事中断の措

置を執るものとし、津波に関する情報により津波到達までに時間的余裕があると認められる場合は、津波被害の防止対策に必要な措置を執るものとする。

第4章 風水害対策編

第1節 災害予防

- 1 風水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害を最小限に留めるため、施設の適正な維持管理に努める。
- 2 市町村がダム放流警報をもとに、避難指示等の発令基準および発令範囲を設定しようとする際、必要に応じて見直しをする際に、要請に応じ必要な助言を行うものとする。

第2節 情報の収集・連絡

- 1 風水害が発生した場合、被害情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努めるとともに必要に応じて直ちに関係機関及び支社等に連絡する。
大規模災害発生時には、各地方整備局及び関係機関にて組織される防災連絡会に機構施設被害情報を連絡するとともに、ライフライン施設等の被災情報を収集するものとする。
- 2 ダムについて、サイレン吹鳴、スピーカからのアナウンス等により住民に放流を伝える放流警報について、異常洪水時防災操作に移行する際には、市町村とも連携しつつ、より切迫感をもって緊急性を伝えられるような警報手法に変更を行うものとする。また、必要に応じて、警報区間を見直すとともにサイレンやスピーカ等の設備の改良等を行う。
- 3 「異常洪水時防災操作」については、ダム操作の状態に関する表現として引き続き使用し、緊急時に呼びかけるときには「緊急放流」を用いるものとする。なお、「緊急放流」は、ゲートを有しないダムにおける越流用の非常用洪水吐からの放流も含まれる。また、緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む。）であり、関係機関への通知・情報提供、関係自治体へのホットライン、記者発表・記者会見などの場面を想定している。
- 4 市町村長による避難指示等の発令の判断に資するよう、ダム等の状況や今後の見通し等をホットライン等を活用して市町村長に直接伝えることとする。

第5章 水質事故災害対策編

第1節 定義

本防災業務計画における水質事故災害は、油等の大量流出による著しい水質の汚染等を対象とする。

第2節 災害予防

水質事故発生時において適切な対応を図るため、施設の維持管理を適切に行い、定期的

な水質監視を行うとともに、防除活動に必要な資機材等の整備や円滑な情報伝達に資する機材の整備など、災害対策に万全を期する。

第3節 情報の収集・連絡

迅速な情報収集及び広域的な対応に資するため、水系毎に設置されている水質汚濁対策連絡協議会等を積極的に利用する。

第6章 第三者に起因する大規模な事故災害対策編

第1節 災害予防

災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、次の施策を実施することにより施設の維持管理を徹底する。

- イ 施設の巡視、点検等を通じて不審者、不審物等の発見に努める。
- ロ 日頃から情報の収集に努めるとともに、事件又は事故につながる情報について細心の注意を払う。
- ハ 必要に応じて警察等の専門機関に依頼することにかんがみ、日頃からの連携に努める。
- ニ 施設出入口については、必要に応じて施錠し、特に無人施設については施錠を徹底する。
- ホ 夜間、休日等を含め、施設の監視を強化し、必要に応じて記録できる体制を整える。
- ヘ 重要な施設操作設備については、部外者の立ち入り防止の徹底を図るとともに、これら施設の操作設備にはスイッチガードの設置や二重化を図るなどセーフティ機能の充実を図る。
- ト 重要な施設の構造図、通信系統図等についての管理を徹底する。

第4編 雜則

この計画を実施するために必要な細則は別に定める。